平成２２年（フ）第３７１号
富山県中新川郡上市町放士ケ瀬108番地
債務者　成瀬　美雪
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８０号
富山市茶屋町135番地４
債務者　上野　美貴
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６５６号
大阪府枚方市星丘３丁目１番41号、事業所所在地大阪府枚方市御殿山南町３番53―108号
債務者　ティンカーベルこと　坂田　泰啓
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４１号
大阪市生野区巽東２丁目18番３号　巽マンション202号
債務者　平　　正治
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９３号
大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ２―1005号
債務者　北川　達也
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４００号
大阪市住吉区苅田２丁目５番24―405号
債務者　中村　　泉
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０６２号
大阪市北区長柄東１丁目４番24―809号
債務者　大地　典章
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１０４号
大阪府摂津市庄屋１丁目９番８号
債務者　原田　光郎
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７９号
大阪府池田市旭丘１丁目９番Ｅ―203号
債務者　篠原喜美子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１８０号
大阪府池田市旭丘１丁目９番Ｅ―203号
債務者　篠原　博子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３０９号
大阪市城東区古市１丁目22番20号　リッツプラザ城東603
債務者　谷　　順子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４４９号
大阪府枚方市池之宮２丁目27番３―201号
債務者　木村　智子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５４号
住民票上の住所大阪府羽曳野市高鷲９丁目１番18号
債務者　香川　　勇
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７１号
大阪市淀川区塚本３丁目１番21号　103号
債務者　千手　啓史
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６４号
大阪府豊中市柴原町３丁目２番５号
債務者　岩城　敬子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６２１号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―1106号
債務者　杉本　良雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６２７号
大阪府東大阪市森河内西１丁目10番８―403号
債務者　唐原　敬一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８号
大阪市港区南市岡２丁目12番27号
債務者　奥田　千鳥
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部